

4. 利用者負担額（保育料）について

平成28年4月分から8月分までは、子どもの父母の平成27年度町民税額を合計した額に応じて決定します。

※子どもの父母が課税されていない場合は、同一生計の祖父母等の町民税額の合計額
なお、小学校3年生以下の兄弟がいる場合など、世帯の状況によって、利用者負担額（保育料）の軽減措置があります。

平成28年9月分から平成29年8月分までは、子どもの父母の平成28年度町民税額を合計した額に応じて決定します。（平成27年分の収入）。

●利用者負担額（保育料） 【教育標準時間子ども（幼稚園及び認定こども園）】

階層区分	利用者負担額(保育料)
第1階層 生活保護世帯	0円
第2階層 市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	3,000円
第3階層 市町村民税所得割課税77,100円以下	16,100円
第4階層 市町村民税所得割課税211,200円以下	20,200円
第5階層 市町村民税所得割課税211,201円以上	20,200円

※小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから2人目は上記の半額、3人目以降については0円となります。

※ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等については、第2階層は0円、第3階層は上記額より1,000円減となります。